

## 港湾整備事業及び海岸事業の事後評価実施要領細目

公共事業評価は、社会資本が果たす役割が広範かつ長期間に及ぶこと、また、費用便益分析の精緻化には本質的な限界性や課題を内包しており、便益として測りきれない効果があることなどを十分認識しておく必要がある。評価の実施主体は、それらを踏まえた上で可能な限り定量的、定性的に分析した上で、総合的に評価を行うものであることに留意する。

### 第1 目的

港湾整備事業及び海岸事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、「国土交通省所管公共事業の事後評価実施要領」に基づき、本実施要領細目を定める。

### 第2 事後評価の対象とする事業の範囲(実施要領第2 関連)

対象とする事業は、港湾整備事業及び海岸事業のうち、維持・管理に関わる事業、災害復旧に関わる事業等を除く全ての事業とする。

### 第3 事後評価を実施する事業(実施要領第3 関連)

#### 1. 事後評価を実施する事業

事後評価を実施する事業のうち、事業完了後一定期間が経過した事業とは、以下の事業とする。

- (1) 事業完了後5年が経過した事業のうち、事後評価を実施していない事業
- (2) 事業完了後、事後評価の実施主体の長が、事後評価が必要であると判断した事業

#### 2. 事後評価の単位

事後評価を実施する際の事業の単位は、新規事業採択時評価、再評価を実施する単位を基本とし、事後評価の実施主体がプロジェクトの内容を勘案し、適切に設定するものとする。

ただし、隣接するプロジェクト等と一体的となってその効果を発揮するプロジェクト等については、関係する事業主体と調整し、評価の単位を設定するものとする。

### 第4 事後評価の実施手続(実施要領第4 関連)

事後評価の実施主体は、国土交通省所管公共事業の事後評価実施要領「第4 事後評価の実施及び結果等の公表及び関係資料の保存」の規定に則り、実施するものとする。

ただし、隣接するプロジェクト等と一体的となってその効果を発揮するプロジェクト等については、関係する事業主体と調整し、事後評価の実施主体を決定するものとする。

改善措置の実施主体については、地方支分部局及び港湾管理者等が実施内容を勘案して協議し決定するものとする。

## 第5 事後評価の手法(実施要領第5 関連)

事後評価を行う際の評価の視点及び評価方法については、以下を基本とし、各プロジェクトの特性に応じて適宜設定するものとする。

- ① 費用対効果分析の算定基礎となった要因(費用、施設の利用状況、事業期間等)の変化  
新規事業採択時評価時又は再評価時の費用、需要等に関して事業完了後における実績の確認等を行い、その変化等を分析するものとする。
  - ② 事業の効果の発現状況  
輸送コストの削減、安全性の向上、交流機会の増加などの利用者が得る効果、環境や地域経済の影響などの波及効果等の項目について、事業完了後における実績の確認等を行い、その変化等を分析するものとする。
  - ③ 事業実施による環境の変化  
事業実施による生活環境、自然環境などへの影響について、事業完了後における実績の確認等を行い、その変化等を分析するものとする。
  - ④ 社会経済情勢の変化  
新規事業採択時評価時又は再評価時と事業完了後における社会経済情勢について、その変化等を分析するものとする。
- ⑤から⑦の事後評価の視点については、①から④の事後評価結果を踏まえ、必要性を検討するものとする。
- ⑤ 今後の事後評価の必要性
  - ⑥ 改善措置の必要性
  - ⑦ 同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性

## 第6 複合プロジェクトに関する事業評価監視委員会の設置方法等(実施要領第6 関連)

複数のプロジェクトを一体的に評価する場合は、各プロジェクトの事後評価の実施主体が協議の上、当該複合プロジェクトに関する事業評価監視委員会の設置方法等を定めるものとする。

## 第7 施行

- (1) 本実施要領細目は、令和8年4月1日から施行する。
- (2) 本実施要領細目の施行に伴い、「港湾関係事業及び海岸事業の事後評価実施要領細目(平成16年4月8日策定)」は廃止する。